

# 一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会 助成金交付要綱

一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会「定款」第4条第3号に基づき施行する事業の助成金の交付要綱を次のように定める。

## 1 助成の対象事業

教育団体の行う安全及び健康教育に関する研究会・研修会等に対する助成とする。

## 2 助成の決定

- (1) 助成する教育団体及び助成金額の決定は、理事会で行う。
- (2) この助成は、会計年度毎に行う。

## 3 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を提出する。

- (1) 助成金交付申請書 (助成第1号様式)
- (2) 事業計画書 (助成第2号様式)
- (3) 事業予算書
- (4) 助成金交付請求書 (助成第3号様式)

本会からの助成額は、対象事業費の半額までとする。また、特別の事情にあっては理事会に諮る。

## 4 交付の決定

前項による申請については、理事会の議を経て申請者に通知する。

## 5 実績の報告

助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となった研究会・研修会等の事業が終了した後、30日以内に次の書類を提出する。

- (1) 実績報告書 (助成第4号様式)
- (2) 事業報告書 (研究出版物、大会プログラム等を添付)
- (3) 事業決算書
- (4) 助成金領収書 (助成第5号様式)

## 6 その他

予算の執行に変更が生じた場合は、該当年度の2月下旬までに当会に連絡する。